

# NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ振興費交付規程

## (趣旨)

第1条 NPO法人八代市スポーツ協会（以下「本会」という。）が交付するスポーツ振興費については、この規程の定めるところによる。

## (補助の目的)

第2条 本会は、スポーツの普及と振興、競技力の向上及び市民の健康増進を図るため、本会加盟団体等に対し、予算の範囲内でスポーツ振興費を交付するものとする。

2 振興費の額は、別途定めるNPO法人八代市スポーツ協会スポーツ振興事業助成審査委員会で決定する。

3 補助の対象とする振興事業は、別紙1の通りとし、対象経費は、別表2の通りとする。

## (申請手続)

第3条 振興費の交付を受けようとするときは、スポーツ振興費交付申請書（様式第1号）を本会が定める期限までに本会長に提出しなければならない。

2 前条第2項により振興費の額が決定した場合は、スポーツ振興事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

## (完了報告)

第4条 事業が完了したときは、スポーツ振興費事業完了報告書（様式第2号）を事業完了後、速やかに本会長に提出しなければならない。

## (証拠書類の整備)

第5条 振興費に係る経費等は、収支状況を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

2 証拠書類は、最低5年間保管しなければならない。

## 附 則

1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。

2 令和4年4月1日一部改正。

3 令和4年6月1日一部改正。

別表1

## NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ振興事業一覧

区分	項目	区分	内容	要件	助成割合	助成限度額	
競技人口 拡大推進 対策	スポーツ教室の開催	a	初心者等を対象に継続した教室で、競技の基礎から試合可能なレベルまで指導する継続したスポーツ教室	①おおむね10回以上の開催（試合ができるレベルまでの回数） ②指導計画（プログラム）の作成 ③参加者20名以上 ④参加者負担金（参加料）の検討	2/3以内	100,000円	
	体験教室、実技講習会の開催	b	初心者等広く市民に競技を周知するための教室や講習会	①1回あたり20名以上の参加 ②1団体年間5回まで実施可能		1回あたり 20,000円	
	競技者登録制度の取組み	c	競技者登録のための会員募集などの活動	①登録者名簿の整備 ②登録案内・募集チラシ等の作成		30,000円	
競技力向上 推進対策	指導力養成	一貫指導体制の確立	d	小中又は中高一貫指導のあり方に向けた研究や試行	①1団体1回限りの実施 ②研究報告の作成	2/3以内	30,000円
		公認指導者養成	e	公認指導者養成に向けた講習会や研修会への派遣	①団体の長が、団体に登録している会員（指導者）から専任する ②1団体年間、若干名とし、団体が必要とする人員を確保するまで実施 ③登録指導者は更新年次まで（登録期間中）は対象としない ※資格取得の経費は対象外とする		50,000円
		指導者養成	f	団体に登録（加盟）している運動部活動等の指導者を対象として、公認指導者に相当程度の指導者の技術向上を図るための定期的な指導者講習会又は研修会の開催	①公認指導者相当の指導技術の向上が期待できる回数で年間5回まで ②講師は公認指導者以上とする ※資格取得の経費は対象外とする		1回あたり 20,000円
		公認審判養成	g	団体に登録している会員を団体認定の審判として養成するための定期的な講習会又は研修会の開催	①団体の長が、団体に登録している会員から専任する ②1団体年間、若干名とし、団体が必要とする人員を確保するまで実施 ※資格取得の経費は対象外とする		50,000円
	実技強化	選抜強化練習	h	団体に登録している競技者の中から強化選手を選抜し、団体専任の指導者による定期的な強化練習を実施する。	①団体長による選抜選手の指名登録（指名登録名簿作成） ②団体長による専任指導者の指名・登録（専任指導者登録名簿の作成） ③強化練習計画の作成	2/3以内	80,000円
		合同練習会	i	競技者の競技レベル向上を図るため、多くの競技者が参加する継続した合同練習	①団体選任の指導者による実技指導 ②1団体年間5回まで実施	1/2以内	1回あたり 20,000円
		強化トレーニング指導（講習）	j	スポーツトレーナーなど専門の知識や資格を持っている指導者（講師）による専門的なトレーニング指導を行い競技力の向上を図る。	①トレーニング計画の作成		1回あたり 30,000円
市民健康 増進対策	体力・健康づくり	k	市民の体力・健康づくりのための講習会等の開催	①1回30名程度の講習（研修）会やイベントの実施	1/2以内	1回あたり 20,000円	
	子どもの体力向上	l	子どもやその保護者を対象とした運動指導	①対象：保育園児、幼稚園児、小学生及びその保護者（PTA活動を除く） ②人員：1回40人以上		1回あたり 30,000円	
	基礎トレーニング	m	スポーツトレーナーなど専門の知識や資格を持っている指導者（講師）による体力・健康づくりのための専門的なトレーニング指導			1回あたり 30,000円	
	地域住民の体力・健康増進	n	校区による住民を対象とした体力テスト等の開催	①対象：20代～70代の男女 計40名以上 ②年間 2校区対象 ③結果表及び集計表の提出	1/1	1回あたり 80,000円	

## スポーツ振興事業対象経費一覧表

項目	内容
報酬	選任の役員や指導者など事業実施で直接的に役割を担う関係者への報酬
報償費	講演会や講習会などで主に外部の講師や指導者への謝礼
旅費	事業実施で直接的な役割を担う役員や指導者が、事業実施に伴う市外への旅行にかかる費用
	講演会や講習会に外部の講師や指導者を招聘する場合の市外からの旅行に係る費用
消耗品費	①事業で使用する資料等の作成に必要な事務用品 ・筆記具、用紙、インクなど
	②競技に必要な不可欠な共用物品の購入に要する経費 ・短期間で再使用できなくなる1万円未満の共用物
	③研修会等で資料代として徴収される経費
燃料費	事業実施に必要な用具等の運搬に要する車両燃料の経費
印刷製本費	事業実施に必要な印刷製本を依頼するための経費 ・チラシ・パンフレット印刷、写真現像など
通信運搬費	事業実施に必要な通信連絡や運搬等に要する切手や電話などの経費
広告料	広く住民に周知する必要がある場合の新聞広告等に要する経費
手数料	クリーニング代や看板作成など特定のサービスに対して支払う経費
使用料賃借料	事業実施に必要な会場や物品等の使用料又は賃借料 ・会場使用料、用具・用品のリース料
備品購入費	事業実施に必要な不可欠な共用物品で、長期使用できる1万円以上の物品の購入経費
負担金	事業実施に必要な講習会や研修会の出席に要する経費